

道路工事施行承認申請について

○提出書類

1. 提出部数

2部（正1部、副1部）

2. 添付書類

- ・位置図
- ・工事内容がわかるもの
（平面図、構造図、断面図、現地写真等）
- ・交通安全対策図（交通規制がある場合）
- ・その他、申請に応じた必要書類

3. 提出先

〒619-0285

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70番地

精華町役場 事業部建設課（役場庁舎3階）

（郵送での提出可。なお、許可書の返送については、返信用封筒同封の場合のみ対応いたします。）

○審査・手続期間

申請書及び添付書類等確認し、おおむね2週間（図面の不備がない場合）で、審査いたします。審査の結果については、申請書記載の電話番号にご連絡いたします。

○受取

許可の場合は、上記（3. 提出先）の精華町役場建設課まで受け取りをお願いいたします。なお、郵送での受け取りを希望される方は、返信用封筒をご準備いただいた場合のみ対応いたします。

○工事着工・完了

工事の着工前及び完了後に、届け出を提出して下さい。添付書類は、位置図、警察道路使用許可証の写し、写真（着工前、作業中、完了後）を添付してください。

それぞれ提出部数は1部です。

○その他

道路交通法第77条（道路において工事や作業をする等）に該当する場合は、木津警察署にて道路使用許可を受けてください。